

八街市の各区を紹介します(1)「一区」

八街市には39の区があり、それぞれの区で住民同士による自治活動が行われています。それぞれの区の特徴や今まで歩んできた歴史、区の取り組みなどを皆さんにご紹介するため、今月号から毎月1日号で連載していきます。

一区は、市のほぼ中央に位置し、「八街ほ」の一部と「八街に」の一部にまたがっており、市役所、総合保健福祉センター、老人福祉センターなどの公共施設をはじめ、八街第一幼稚園、八街東小学校、八街中学校といった教育施設や中央公園などもあり、JR八街駅にもほど近いことから、市内でも生活の利便性の高い地域です。

現在は、11地区の町内会で構成され、住民による地区内の側溝清掃やごみ拾いなどの環境美化活動をはじめ、納涼盆踊り大会や区内ソフトボール大会といった交流行事を行っているほか、八街市消防団第一分団の防災活動、福寿会(シニア倶楽部活動)、婦人会、お囃子会、子ども会によるバスハイイク、餅つき大会、校外授業(落花生およびさつま芋の植え付け・収穫体験)、子育てサロンなどの活動が地域住民により活発に行われています。

また、地域活動の拠点として、一区コミュニティセンターが国道409号沿いにあり、この施設を中心として、さまざまな住民同士による活動がなされているほか、区域内の小中学校や東京都八街学園などの施設も地域活動の場として一部開放され、多くの住民同士によるコミュニケーションが図られています。

市民協働推進課
☎312・1140



納涼盆踊り大会の様子

善意ありがとうございます

○文化会館建設のため指定寄付

桜会御一同様より
匿名様より

2万円
50万円

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

FAX

444・0815

国民健康保険に加入や脱退・進学のため転出されたら忘れずに手続きを

就職や退職により

健康保険が変わったら

国民健康保険を切り替える際は、手続きが必要です。加入する際にお持ちいただくもの

- ・ 社会保険等の資格喪失証明書
- ・ 印かん
- ・ 窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)
- ・ 世帯主と加入者全員の個人番号カードまたは通知カード(マイナンバー)
- ・ 委任状(別世帯の方が届け出す場合)
- ・ 脱退する際にお持ちいただくもの
- ・ 社会保険証(被扶養者含む)
- ・ 印かん
- ・ 窓口に来られた方の身分証明書(運転免許証など)
- ・ 国民健康保険証
- ・ 高齢受給者証(70歳以上でお持ちの方)
- ・ 世帯主と被扶養者全員の個人番号カードまたは通知カード(マイナンバー)
- ・ 委任状(別世帯の方が届け出す場合)

進学のため転出したら

進学を理由に住所を他市町村に移す場合、届出により八街市の国民健康保険を継続使用することができません。卒業後に八街市に再転入しない場合は、八街市の国民健康保険を脱退する手続きが必要となります。また、退学や進学などにより、期間や住所の変更がある場合も届出が必要となります。

- ・ 印かん
- ・ 窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)
- ・ 世帯主と転出された方の個人番号カードまたは通知カード(マイナンバー)
- ・ 住民票など現在の住所が分かるもの(八街市から転出した後に更に住所を変更している場合)

国民健康保険課
☎443・1139

75歳以上で後期高齢者医療保険料の均等割額が9割軽減の皆さんにお知らせ

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減特例は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて見直され、9割軽減となつていた方は、平成31年度(令和元年度)より8割軽減に変わります。(65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象となります)

例として、年金収入80万円以下の方の保険料は次のとおりです。

平成30年度	9割軽減	保険料の納付額 1割	(月平均約341円納付)
平成31年度(令和元年度)	8割軽減	保険料の納付額 2割	(月平均約683円納付)

強化され、年間4700円、月平均約391円の負担が少なくなります。介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。(同じ世帯に課税者がいる場合は対象外です)

年金生活者支援給付金

低所得の年金受給者の方には、10月から年金生活者支援給付金制度が始まります。基準額は、月5000円です。日本年金機構が9月中に発送予定の請求書を返送し、支給要件すべてに該当する方が支給できます。

支給要件

- ・ 65歳以上で老齢基礎年金を受給している。
- ・ 世帯全員の市民税が非課税。
- ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が、87万9300円以下であること。
- ・ 給付金は、早くても12月の年金支払日と同日または、それ以降の振込予定日です。
- ・ ※金額は保険料を納めた期間などにより異なります。

後期高齢者医療制度
国民健康課
☎443・1139

介護保険
高齢者福祉課
☎443・1491

年金生活者支援給付
ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165

年金から後期高齢者医療保険料を引き落とししている場合、引き落とし額への影響は10月からとなります。

介護保険料

介護保険料は、平成31年度(令和元年度)より低所得の高齢者への保険料負担軽減が